

苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和6年3月14日 苓北町要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学に必要な資金の貸与（以下「奨学金等」という。）を受けて高校、大学等に進学した者が卒業後に本町に居住し、かつ、就業した場合において、返済された奨学金等の一部に対して、本町への定住促進と町内企業、第一次産業等への就職促進を図ることを目的に、予算の範囲内で苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、苓北町補助金交付規則（平成19年苓北町規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる奨学金等)

第2条 補助金の交付対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) 地方自治体（苓北町を除く。）が貸与する奨学金
- (3) 熊本県育英会が貸与する奨学金
- (4) 国又は県が所管する教育機関へ修学するための貸与資金
- (5) その他町長が認める奨学金

(補助金の受給要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、令和6年4月1日以降、町内で就業している者（令和6年4月1日時点で、既に就業している者を含む。）で、初回申請時において年齢が40歳以下で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 大学院、大学、短期大学、県立の大学校又は専修学校専門課程の在学期間に前条の奨学金等の貸与を受けた者
 - イ 県内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校高等課程の在学期間に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 交付申請を行う日において、継続して1年以上苓北町の住民基本台

帳に記録され、かつ、現に苓北町に居住している者で、初回の交付申請を行った日から引き続き5年以上、本町に居住する意思のある者

(3) 月賦、半年賦、年賦により滞りなく奨学金等の返済を行っている者

(4) 交付申請時に次のいずれかに該当する者

ア 町内に本社、本店、事業所等のある企業に正規雇用者として、補助対象期間中、継続して雇用されている者。ただし、国及び地方公共団体の職員を除く。

イ 町内において起業し、補助対象期間中、継続して事業を営んでいる者

ウ 町内において個人で農業、漁業などの第一次産業の事業を営む者、又はその事業に専ら従事する者で、補助対象期間中、継続して従事している者

(5) 町税等を滞納していない者

(6) 他の奨学金等返還支援制度を利用していない者

(7) 苓北町暴力団排除条例（平成23年苓北町条例第15条）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、申請の前年度に返済した、対象となる奨学金等に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数がある場合は、これを切捨てた額）とする。ただし、年間12万円を限度とし、初回申請した対象月から連続した60月間を補助対象期間とする。

2 補助金の算定に当たっては、制度の返済期間に応じた年間返済額を基本額とし、繰上げ返済等による奨学金等の返済は、補助金の額に含まないものとする。

3 返済金額の確認については、領収書、通帳の写し等の提出により行うものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 奨学金等の貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し

(2) 奨学金等の返済額を証する書類の写し

- (3) 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し
 - (4) 事業所等から交付される労働条件通知書又は就業証明書（様式第2号）
 - (5) 交付申請者が第3条第1項第4号イに該当する者である場合は、登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等の自らの業を営むことを証する書類
 - (6) 交付申請者が第3条第1項第4号ウに該当する者である場合は、申請を行う日が属する年度の前年の確定申告書等の写し
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の受付期間は、別途定める期間とする。
- 3 第1項に規定する交付申請書は、規則第9条に規定する実績報告書を兼ねる。

（補助金の交付等の決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めたときは苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

- 2 前項に規定する交付決定通知書は、規則第10条に規定する交付確定通知書を兼ねる。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた後、速やかに苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求を受け付けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の交付決定通知を受けた者に対し、苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により、補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による奨学金等は、令和6年4月1日以後に返済期日が到来する奨学金等について適用する。

様式第1号（第5条関係）

苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書

様式第2号（第5条関係）

就業証明書

様式第3号（第6条関係）

苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

様式第4号（第7条関係）

苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金請求書

様式第5号（第9条関係）

苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金返還命令書